

「耐震診断」

を受けてみませんか？

甚大な被害をもたらした平成7年の阪神・淡路大震災における犠牲者の9割近くが、住宅の倒壊による圧死・窒息死によるものでした。地震から家族と財産を守るには、強いわが家にするのが不可欠です。その第一歩が、わが家の健康診断ともいえる「耐震診断」です。

天理市では、この耐震診断にかかる費用の全額を助成する事業を行っています。



◇助成の対象となる住宅〔次のすべてを満たすものが対象となります。〕

- ・市内の在来軸組構法の木造住宅で、昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・延床面積がおおむね250㎡以下で、地階を除く階数が2以下のもの（長屋及び共同住宅も含む。併用住宅の場合は、延床面積の過半を居住の用に供しているもの）

◇耐震診断内容

奈良県に登録されている耐震診断員※¹が目視による「一般診断※²」を行います。

※1 市から耐震診断員を派遣します。

※2 (一財)日本建築防災協会発行の『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める方法です。

◇診断費用及び助成の額

無料（診断費用のすべてを助成します）

◇申請の受付

令和7年5月12日（月）～ 令和7年11月28日（金） 先着順

◇募集件数

8件

◇その他

耐震診断を受ける前に、申込み手続きをしていただくことが必要です。

診断は、対象住宅1棟につき1回限り、申請者ごとに1年度に1回限りです。

■支援事業の概要

■お問合せ・お申込み

〒632-8555 天理市川原城町 605 番地

天理市役所 建築課住宅係 TEL 0743-63-1001（代表）

■ 耐震診断の流れ

1	事前相談	窓口は、市役所「建築課」です。 建築確認通知書、登記事項証明書、固定資産税納税通知書など、建築時期等がわかる資料をお持ち下さい。
2	助成の申請	申請書等を建築課へ提出してください。
3	助成の決定	書類審査の後、対象者に助成決定通知書を送付します。 ※審査の結果、助成対象外となる場合には、不助成決定通知書を送付します。
4	耐震診断員決定の連絡	奈良県に登録されている「耐震診断員」に、市役所から業務受託依頼をします。 耐震診断員が決定しましたら、市役所から電話連絡いたします。
5	診断日等の調整	契約締結後、担当する耐震診断員から日程調整の電話連絡が入りますので、診断日時の打合せを行って下さい。
6	耐震診断の実施	所有者立ち会いのもと、診断を行います。
7	診断結果報告	後日、耐震診断員が再度、ご自宅を訪問し、耐震診断の結果を報告します。併せて、診断員より耐震改修に向けてのアドバイスがありますので参考にして下さい。 ※結果報告時に診断員がアンケートを持参しますので、ご回答にご協力ください。

■ 申請時の提出書類

1	既存木造住宅耐震診断支援事業助成申請書（第1号様式）
2	事業対象建築物の所有者が確認できる書類 （建築確認通知書、登記事項証明書、固定資産税納税通知書 等） （共有の場合にあっては、申請代表者への共有者の同意書類を添付すること。）
3	事業対象建築物の建築時期が確認できる書類 （建築確認通知書、登記事項証明書、固定資産税納税通知書 等）
4	事業対象建築物の外観写真（建物全体が写り、複数方向から撮影したもの）
その他	必要に応じその他の書類の提出をお願いする場合があります。 例 所有者が死亡している場合、申請者が相続人であることが確認できる書類（戸籍等）